新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等に関する周知のお願い

新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月7日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、1月9日から1月31日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施 していただくよう会員企業への周知をお願いいたします。

【参考資料】

(参考1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示 https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20220107.pdf

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月7日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220107.pdf

(参考3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(新旧対照表) https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220107.pdf

経済産業省 製造産業局